

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年4月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和5年6月6日 15時25分ごろ
発生場所	宮城県仙台市宮城野区南蒲生海水浴場付近 仙台南防波堤灯台から真方位237° 2.1海里付近 (概位 北緯38° 14.8′ 東経141° 00.6′)
インシデントの概要	プレジャーヨットSEA PORTは、漂流中、砂浜に座洲した。
インシデント調査の経過	令和5年6月14日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット SEA PORT、5トン未満（長さ6.65m）
船舶番号、船舶所有者等	232-19824宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、クルージングの目的で、福島県相馬市松川浦に向けて宮城県利府町所在の浜田漁港を出港し、南蒲生の東方沖をジブセールのみを展張して帆走により南進中、バラストキール<sup>*1</sup>に海中障害物が接触し、その衝撃で脱落した船外機が落下防止用のロープで繋がれたまま宙づり状態となった。</p> <p>船長は、船体に損傷が生じている可能性があると思い、航海を中止してジブセールを格納して漂流し118番通報を行って救助を求めた。</p> <p>船長は、船外機が脱落したことで気が動転し、錨泊などの措置を講じることなく、本船を漂流させたままの状態であったところ、本船は、風浪により西方に圧流され、南蒲生地先の砂浜に座洲した。</p> <p>船長は、海上保安庁の機動救難士により救助された後、救急車で仙台市内の病院に搬送され、低体温症と診断された。</p> <p>本船は、海面からバラストキールの下端までが約1.4mであった。</p> <p>船長は、本インシデント当時、膨張式の救命胴衣を着用していた。 (付図1 バラストキール 参照)</p>
分析	本船は、船外機が脱落后、船長が、気が動転した状態で漂流を続けたことから、錨泊を行うことなく、風浪により圧流されて砂浜に座洲

\*1 バラストキールとは、艇を安定させるため船底に取り付ける重りであり、かつ横流れを防ぐ装備をいう。

	したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船の船外機が脱落后、船長が、気が動転した状態で漂泊を続けたため、錨泊を行うことなく、風浪により圧流されて砂浜に座洲したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨットの船長は、船底から海中に突出しているバラストキールに海中生物や浮遊物等が接触して航行不能に陥る危険性に留意し、シーアンカーの活用等適切な対処方法について慣熟しておくこと。</li> </ul>

付図1 バラストキール

